

平成26年度からの市・県民税の税制改正等について

(1) 市・県民税均等割税率の改正

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として市・県民税の均等割の標準税率について、地方税法の特例が定められました。

これにより、平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税と県民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円が加算されます。

均等割	改正前 (平成25年度まで)	改正後 (平成26年度から平成35年度まで)
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,700円 ※	2,200円 ※
計	4,700円	5,700円

※森林環境税(700円)含んでいます。

(2) 給与所得控除の改正

給与収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正前 (平成25年度まで)	改正後 (平成26年度から)
1000万円超 1500万円以下	給与収入金額×5%+170万円	給与収入金額×5%+170万円
1500万円超		245万円(上限)

(3) 給与所得者の特定支出控除の見直し

給与所得控除に上限を設けることに併せ、特定支出控除を使い易くする観点から、特定支出の範囲が拡大され、特定支出控除の適用判定の基準が見直されます。

<特定支出の範囲の拡大>

特定支出の範囲に次に掲げる支出が追加されます。

- ①資格取得費 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士などの資格取得費
- ②勤務必要経費 職務と関連のある図書購入費、職場で着用する衣服の衣服費及び職務に通常必要な交際費（上限65万円）

<適用判定基準の見直し>

その年の特定支出額が、下表の区分に応じた適用判定の基準となる金額を超える場合は、その超える部分の金額が給与所得控除額に加算されます。

給与収入金額	特定支出控除額	
	改正前 (平成25年度まで)	改正後 (平成26年度から)
1500万円以下	特定支出額－給与所得控除額	特定支出額－給与所得控除額×1/2
1500万円超		特定支出額－125万円

(4) ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し

平成25年から平成49年まで復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることとなります。

それに伴い、地方公共団体に対する寄附金（ふるさと寄附金）に係る個人の市民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、復興特別所得税（100分の2.1）分に対応する率を減ずる調整が行われます。

<基本控除額>

基本控除額＝（寄附金額－2,000円）×10%

※ただし、寄附金額は総所得金額等の30%が限度額となります。

<特例控除額>

【改正前】

特例控除額＝（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の税率）

【改正後】

特例控除額＝（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の税率×1.021）

※ただし、特例控除額は市・県民税所得割額の10%が限度となります。